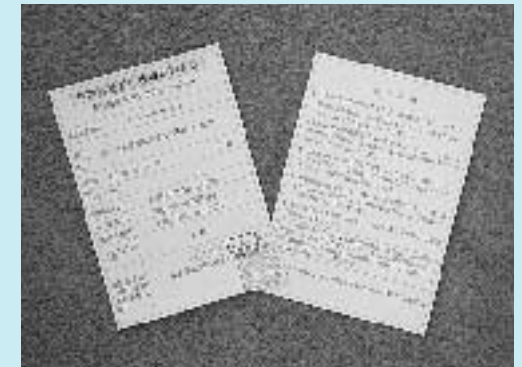


後期高齢者医療に関する条例を可決



後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療制度の開始に伴い、町が本事業を行うための事務を定めた条例案が町側から提出されました。審議の結果賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、大坪議員から反対討論がありました。

また、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について」も審議し、可決しました。

議員からの質疑(抜粋)

- Q** 昨年示された当初案に対し、町議会として改正を求める意見書を提出したが、変更されたものはあるか。
- A** 国が保健事業(特定健診)に30億円、都も独自に広域連合の保険事業に7億円を予算化した。また、年金収入208万円までの方には、当初7割、5割、2割と均等割の軽減だけであったが、所得割についても軽減できるようになった。

- Q** 仮にこの条例が可決しなかった場合、どのような影響があるか。
- A** 町では事務手続きができなくなるため、高齢者の方が個人個人で医療連合のある千代田区飯田橋まで行き、手続きや相談をしていただくことになる。

非常勤特別職報酬条例の改正を可決

学校医・学校歯科医・学校眼科医・学校薬剤師の報酬を改定するため、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。

税賦課徴収条例の改正を可決

個人町民税及び固定資産税の納期を改正するとともに、町税減免規則を新設するため、瑞穂町税賦課徴収条例を改正するものです。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

固定資産評価審査委員会委員に村上嘉男氏(石畑)を再任することに同意しました。

組織条例の全部改正を可決

平成20年4月1日から、部制を導入するため現行の瑞穂町組織条例を全部改正するものです。これにより、町長部局に企画総務部、住民生活部、福祉保健部、産業建設部が設置されます。なお、教育委員会、議会部局の部長配置については、それぞれの規則および規程の改正によることとなります。

介護保険条例の改正を可決

税制改正により影響を受けた高齢者の負担軽減の観点から、介護保険料について18・19年度に続き、20年度においても激変緩和措置を行うため、瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例を改正するものです。

下水道条例の改正を可決

下水道使用料の納付方法を拡充するため、瑞穂町下水道条例を改正するものです。これにより、都が指定したクレジットカード会社のカードによる納付が可能となります。

瑞中用地取得を可決

現在、国から借り受けている瑞中用地、25,073.39㎡の土地を取得するものです。



クラブ活動時間中の瑞中グラウンド

都市計画道路3・4・26号線及び町道7号線築造工事変更契約を可決

契約内容のうち、独立式道路照明灯3基を、N T T柱に共架することにより、道路照明灯用の独立柱が不要となり、契約金額の変更をするものです。

契約金額 ☒ 1億1,445万円
→ 1億1,321万5,200円

補正予算を可決

19年度一般会計予算を2億2,848万円減額し、また、9つの特別会計を総額7,588万5,000円増額する補正予算を可決しました。

主な内容

- ・健康づくり基金積立金
- ・石畑スポーツ広場用地取得



石畑スポーツ広場西側 取得地